

令和 2 年 6 月 9 日

## 「震災伝承施設」への追加登録施設が決定しました ～登録総数 236 件に～

「震災伝承施設」の登録制度は平成 30 年度に開始され、申請に基づき震災伝承ネットワーク協議会※が登録を行っております。

本日、震災伝承ネットワーク協議会が開催され、「震災伝承施設」への追加登録施設が決定されました。今回の決定により、登録総数は 192 件（H31.3.28 初回登録時点）から 236 件になりました。

「震災伝承施設」については、引き続き募集中ですので、たくさんのご応募をお待ちしています。

※ 震災伝承ネットワーク協議会（構成機関：東北地方整備局、青森県、岩手県、宮城県、福島県、仙台市）

◎登録施設リストと位置図は、下記 URL からご覧になれます。

<http://www.thr.mlit.go.jp/sinsaidensyou/sisetsu/facility/>

◎登録要綱と申請用紙は、下記 URL から入手できます。

<http://www.thr.mlit.go.jp/sinsaidensyou/youkou/>

<添付資料>

別紙 1 「震災伝承施設」追加登録一覧

別紙 2 震災伝承施設の募集と分類について

【発表記者會】

青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、宮城県政記者会、福島県政記者クラブ、東北電力記者会、東北専門記者会

【問合せ先】

震災伝承ネットワーク協議会事務局（国土交通省東北地方整備局企画部）

震災対策調整官

かめい まさよし  
亀井 督悦（内線3118）

広域計画課 課長

すずき いたる  
鈴木 之（内線3211）

代表電話：022-225-2171 FAX：022-221-9890

# 「震災伝承施設」追加登録一覧


別紙1

青森県	施設番号	名称	所在地	備考
<b>第2分類</b>				
	青森 第2-002号	八戸港震災復興メモリアル看板	青森県八戸市大字河原木字海岸25番地	
<b>第1分類</b>				
	青森 第1-003号	奥入瀬川・明神川震災復興メモリアル看板	青森県八戸市市川町下揚地先 青森県上北郡おいらせ町東下川原地先	

岩手県	施設番号	名称	所在地	備考
<b>第2分類</b>				
	岩手 第2-016号	震災伝承看板「海上からの緊急支援物資輸送ルートを確保した航路啓開(釜石港)」 「津波の教訓を活かした粘り強い防波堤(釜石港湾口防波堤)」	岩手県釜石市魚河岸3-3 (釜石魚河岸にぎわい館「魚河岸テラス」)	

宮城県	施設番号	名称	所在地	備考
<b>第3分類</b>				
	宮城 第3-018号	山元町防災拠点・山下地域交流センター (1階 防災情報コーナー)	宮城県亶理郡山元町つばめの杜一丁目8番地	
		山元町震災遺構 中浜小学校	宮城県亶理郡山元町坂元字久根22番地2	
		中浜小学校震災モニュメント「3月11日の日時計」	宮城県亶理郡山元町坂元字久根22番地2	
<b>第2分類</b>				
	宮城 第2-023号	山元町東日本大震災慰霊碑「大地の塔」	宮城県亶理郡山元町山寺字頭無125番地6	
	宮城 第2-024号	東日本大震災杉の下遺族会 慰霊碑	宮城県気仙沼市波路路上杉の下 地内	
	宮城 第2-025号	3.11東日本大震災伝承板-仙台塩釜港(仙台港区)-	宮城県仙台市宮城野区蒲生地内(向洋海浜公園内)	
	宮城 第2-026号	3.11東日本大震災伝承板-仙台塩釜港(松島港区)-	宮城県宮城郡松島町松島浪打14-1地内(松島グリーン広場内)	
		南三陸町震災復興祈念公園	宮城県本吉郡南三陸町志津川字中瀬町、字廻館前、字塩入、字汐見町内	

福島県	施設番号	名称	所在地	備考
<b>第3分類</b>				
	福島 第3-008号	いわき震災伝承みらい館	福島県いわき市薄磯3丁目11	
		東日本大震災・原子力災害伝承館	福島県双葉郡双葉町大字中野字高田39番	
<b>第2分類</b>				
	福島 第2-019号	復興公営住宅城北団地	福島県会津若松市城北町1番20号	
	福島 第2-020号	福島いこいの村なみえ	福島県双葉郡浪江町大字高瀬字丈六10	
	福島 第2-021号	一棟貸ヴィレッジ かわべり棟	福島県大沼郡三島町大字早戸字湯ノ平687-2	

 施設完成後に追加登録 予定

## 震災伝承施設の募集

- 震災伝承施設は、自薦や他薦も含め公募により収集する。
- 震災伝承施設は、震災遺構、震災復興伝承館、祈念碑や慰霊碑等、東日本大震災から得られた実情と教訓を伝承する施設を対象とする。
- 語り部等の活動について、震災伝承施設と一体となって実施している場合は把握するが、語り部活動のみの場合は、別途、伝承活動として収集を行うため対象外とする。

## 募集項目

募集する震災伝承施設は、下記の項目のいずれか一つ以上に該当すること。

- (1) 災害の教訓が理解できるもの
- (2) 災害時の防災に貢献できるもの
- (3) 災害の恐怖や自然の畏怖(いふ)を理解できるもの
- (4) 災害における歴史的・学術的価値があるもの
- (5) その他(災害の実情や教訓の伝承と認められるもの)

## 施設等の状況

震災伝承施設の募集にあたっては、設置状況等の下記の内容を把握する。

- (1) 継続的な施設管理の確認(公共、民間を問わず)
- (2) 展示内容の多言語化、ビデオ映像上映の有無
- (3) 展示物や展示内容に対する説明者や案内人の有無
- (4) 語り部活動(人数)と連携の有無
- (5) 駐車スペース(大型、小型毎の駐車台数)
- (6) トイレや休憩スペースの有無
- (7) その他(上記以外の特筆すべき要件)

## 募集した施設の種類

第1分類

第2分類

第3分類

# 震災伝承施設の募集と分類について

## <「震災伝承施設」の分類の考え方>

分類	施設の特性		
	震災伝承	訪問しやすさ	理解しやすさ
第1分類	○		
第2分類	○	○	
第3分類	○	○	○

## <「震災伝承施設」の特性>

施設の特性	概要
震災伝承	募集項目(1)～(5)に該当
訪問しやすさ	施設等の状況の(5)に該当し、駐車場を有するか、公共交通機関等の利便性の高い施設であること
理解しやすさ	施設等の状況にある(2)(3)(4)に該当する震災展示に関する案内員や語り部活動、展示内容の多言語対応や映像上映による展示を有するもの

## <「震災伝承施設」に関する取組>

		分類		
		1	2	3
①	震災伝承ネットワーク協議会は、震災を伝承すべき遺産として、「震災伝承施設」をHP上で公表	○	○	○
②	震災伝承ネットワーク協議会は、3.11伝承ロードを形成する施設として、「震災伝承施設」をHP上で公表	○	○	○
③	震災伝承ネットワーク協議会は、観光事業者等が作成するマップ等へ「標章(ピクトグラム)」の使用を許諾	-	○	○
④	震災伝承ネットワーク協議会は、観光に関する会議等を活用し観光事業者等へ紹介	-	-	○
⑤	「震災伝承施設」登録者は、施設の情報発信に「標章(ピクトグラム)」の使用が可能	-	○	○
⑥	「震災伝承施設」登録者及び道路管理者は、施設の案内標識に「標章(ピクトグラム)」の使用が可能	-	-	○